

議決の変更について（盛岡バスセンター整備事業の施工に関する実施協定の一部変更）

令和4年3月7日
商工労働部
建設部
都市整備部

1 趣旨

盛岡バスセンター整備事業は、令和4年の秋までの開業を目指している状況であり、現在は順調に工事が進められている。

「盛岡バスセンター整備事業の施工に関する実施協定」（以下「施工全体協定」という。）を、令和2年12月議会の議決を得て市の代理人である株式会社盛岡地域交流センター及び施行者である盛岡ローカルハブ株式会社（以下「Mo-cal」という。）と令和3年7月7日付けで締結したが、事業期間が令和4年3月31日までとなっているため、令和4年の秋までの開業に合わせて事業期間を変更する必要があることから、3月議会において施工全体協定の変更の議案を上程するものである。

2 事業の進捗状況

令和3年7月の着工以降、12月には基礎工事が概ね完了し、令和4年1月から鉄骨建て方が始まった。Mo-calでは、工事と並行して仮囲いアートの設置、近隣住民の現場見学会等により地元に着目した取組を進めている。



【完成のイメージ】



【鉄骨建て方後の状況（令和4年3月1日時点）】

令和4年3月には建物の上棟を行い、4月以降は設備・内外装工事やバスターミナルの工事を進め、秋までの開業を目指している。盛岡バスセンターに入居予定のテナント（飲食、食品販売、ジャズバー、リラクゼーション等）は、計画面積を満たす入居意向が示されている状況である。



【ジャズバーのイメージ】



【内観イメージ】

3 変更施工全体協定に係る議案の概要（変更は下線部のみ）

(1) 事業の名称 盛岡バスセンター整備事業

(2) 協定の金額 473,352,200 円

令和2年度 施工：65,668,200円 ※令和3年度へ繰越して実施

令和3年度 施工：407,684,000円 ※令和4年度へ繰越し予定

(3) 協定の相手方

ア 株式会社盛岡地域交流センター 代表取締役社長 谷 藤 裕 明

イ 盛岡ローカルハブ株式会社 代表取締役社長 佐 藤 光 彦

(4) 事業の場所 盛岡市中ノ橋通一丁目9地内外

(5) 事業の期間 令和4年3月31日までとしていた事業期間を、令和4年11月24日に改める。

※ この変更による事業期間の終期は、公共施設完成後の諸手続きを含めて定めるものであって、公共施設完成後は事業終期日を待たず速やかに開業するものとする。

(6) 事業の概要

公共施設（バスターミナル、大屋根及び屋上広場）の工事監理業務、公共施設の建設業務

4 今後のスケジュール

令和4年3月 変更施工全体協定締結に係る議決、変更施工全体協定の締結

「盛岡バスセンター整備事業の令和3年度施工に関する年度協定」の締結

※令和3年度分の施工負担金を令和4年度に全額繰越し

6月 公有財産（待合室）取得に係る議決

秋までに 盛岡バスセンター開業